



保育所等入所に関する取扱いについて（令和8年度（2026年度））

1. 保育所等入所基準

保育所等へ入所できる基準は、保護者が児童の保育ができず、教育・保育給付認定申請により保育の必要性の認定を受けた場合で、次の表による点数が多いものを優先します。

◎保育の利用に関する優先順位については、以下の方法により決定

計算式	①保育必要理由の点数 + ②調整利用事由 上記（計算式）にて父母の合算により判定する。
-----	--

※「上記計算式」が同点の場合は次の順番で入所調整をします。

- ① ひとり親世帯
- ② きょうだい既に在園している
- ③ きょうだい同時申込みをしている
- ④ 多子世帯（利用申込者の世帯に属する子どもが3人以上）
- ⑤ 町民税の所得割額がより低額

2. 保育の必要性の確認について

【① 保育必要理由】		点数	保育必要量
就 労	1月当たり140時間以上の就労	10	保育標準時間
	1月当たり120時間以上140時間未満の就労	9	
	1月当たり100時間以上120時間未満の就労	8	保育標準時間 保育短時間
	1月当たり 80時間以上100時間未満の就労	7	
	1月当たり 64時間以上 80時間未満の就労	6	保育短時間
	1月当たり 52時間以上 64時間未満の就労	5	
妊娠・出産	出産予定日の前後5か月間の入所	8	保育標準時間
疾病・障がい	入院中または重度の障がいがあり保育ができない保護者	10	保育標準時間
	自宅療養中または軽度の障がいがあり保育ができない保護者	8	
介護・看護	入院の付き添い おおむね1か月以上看護	8	保育短時間
	重度（1・2級）障がい者の看護	8	
	寝たきり老人の介護	8	
	その他の者の介護	6	
災害復旧	火災や風水害などにより災害の復旧にあたっている場合	10	保育標準時間
求職活動	求職活動中（開業準備を含む。）	4	保育短時間

虐待・DV	虐待またはDVのおそれがある場合	10	保育標準時間
就学	学校や職業訓練校で就学している場合	就労の時間 区分にならう	
育児休業	保育所等の入所の申し込みに係る児童の保護者が、当該児童以外の子の育児による休業取得中に、既に利用している園からの転園を希望する場合	3	保育短時間

【② 調整利用事由】			点数
ひとり親家庭	母子家庭・父子家庭世帯		18
生活保護世帯	生活保護を受けている世帯		15
生計中心者の失業	生計中心者（世帯主）の失業により、新たに仕事を探す必要がある場合		7
町内の保育所等に勤務する職員の子ども	益城町内の特定教育・保育施設や地域型保育事業所で就労中（予定）のため、子どもを保育所等に預ける必要がある場合	就労時間 月120時間以上	30
		就労時間 月80時間以上120時間未満	10
		就労時間 月52時間以上80時間未満	2
町外の保育所等に勤務する保育士、保育教諭の子ども	益城町外の特定教育・保育施設や地域型保育事業所で就労中（予定）のため、子どもを保育所等に預ける必要がある場合	就労時間 月120時間以上	2
虐待・DV・里親	虐待またはDVのおそれがあるなど社会的養護が必要な場合（里親委託が行われている場合を含む。）		10
障がい児	障がいを持っている児童が、保育所での保育を受ける必要性があると判断される場合		5
きょうだい同時入園	多胎で生まれた子どもや、希望している施設に現に施設を利用して いるきょうだいがいる場合		7
家庭的保育事業等 卒園児	家庭的保育事業等の地域型保育施設を卒園する児童が、翌年度に連携施設利用を希望する場合		30
	家庭的保育事業等の地域型保育施設を卒園する児童が、翌年度に続けて連携施設以外の保育所等施設利用を希望する場合		10
家庭的保育事業等 からの転園児	家庭的保育事業等の地域型保育施設が閉園等により、翌年度転園を必要とする児童が、翌年度に続けて保育所等施設利用を希望する場合（令和7年10月1日時点利用児童に限る）		10
その他	前年度の待機児童である場合		1
	一斉申し込み期間に申し込みを行った場合		1
	保育料に滞納がある場合		-15
	確定申告（住民税申告含）の義務がある状態で実施していない場合		-15
	転入予定で申し込みを行い、転入予定先が未定である場合		-3